

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 1 号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当
及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 7 項中「第 3 5 条ただし書」を「第 3 6 条ただし書」に改める。

第 3 1 条の 3 第 2 項中「よる部分休業」の次に「の承認又は第 3 6 条の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は子育て部分休暇」を加える。

第 4 2 条を第 4 3 条とし、第 4 1 条を第 4 2 条とする。

第 6 章中第 4 0 条を第 4 1 条とする。

第 3 9 条第 1 項中「第 3 7 条第 1 項」を「第 3 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加え、同条を第 4 0 条とする。

第 3 8 条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第 1 項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条を第 3 9 条とする。

第 3 7 条を第 3 8 条とし、第 3 6 条を第 3 7 条とする。

第 3 5 条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第 1 7 条の 2 第 1 項」を「、第 1 7 条の 2 第 1 項又は第 1 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を第 3 6 条とする。

第 3 4 条中「第 3 7 条第 1 項」を「第 3 8 条第 1 項」に改め、同条を第 3 5 条とし、第 3 3 条を第 3 4 条とし、第 3 2 条を第 3 3 条とし、第 3 1 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 3 2 条 子育て部分休暇の単位は、3 0 分とする。

2 子育て部分休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認又は第 3 6 条の

規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第２条 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和３９年茅ヶ崎市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号の次に次の１号を加える。

（11）勤務時間条例第１９条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。